



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑦

宗教法人と個人情報保護法—その1

宗教法人は信者さんを多く抱えていますので、多くの方々の個人情報を持っています。個人情報保護法は、平成17年4月1日から施行されていますので、宗教法人もこの法律により、信者さんたちの個人情報を保護しなければならなくなりました。

個人情報とは 個人の特定につながる情報をいいます。法人や死者の情報でも、個人の情報につながれば、個人情報になります。

保護の必要性 個人情報は、その人個人ののものであって、宗教法人の持っている個人情報も利用目的を離れたり、第三者に提供したりするときは、本人である個人の承諾が必要になるということです。

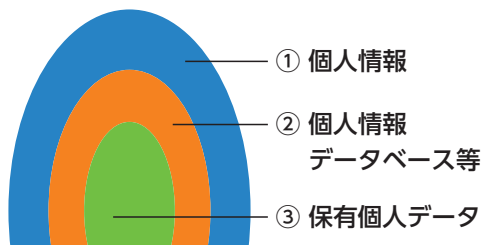
【個人情報の例示】

氏名・年齢・生年月日・電話番号・電子メールアドレス・性別・学歴・趣味・嗜好・家族構成・血液型・身長・体重・血圧・出生地・本籍地・職責・既婚or未婚・食べ物の好き嫌い・好きなブランド品・喫煙の有無・購読雑誌

宗教法人は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、苦情処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、措置の内容を公表するよう、努めなければなりません。(個人情報保護法第50条3項)

しかし、宗教団体のもつ個人情報が宗教活動やこれに付随する活動に係わる場合は、主務大臣から勧告を受けたり、その他罰則の対象になったりはありません。もっとも公益事業や公益事業以外の事業に利用する5,000人以上の個人情報を持っていると、勧告を受けたり、罰則の対象になります。

個人情報に関する言葉の定義と注意事項



		定 義	注意事項
①	個人情報	生存者個人に関する情報で特定個人の識別可能な情報	適正な取得利用目的による制限
②	個人情報データベース等	特定の個人の集合体であって容易に検索できるよう体系的に構成したもの（例：住所録等）	正確性確保、適正な管理、第三者提供の制限
③	保有個人データ	6ヶ月以内に消去する予定のない個人情報	本人関与の許容（開示・訂正・削除・利用停止消去・第三者提供の停止）

これらにつきましては、次号で詳しく述べます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修